

奈良県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
黒滝村歯科医院	吉野郡黒滝村大字寺戸一九六番地	平成二十九年十一月三十日
オリーブ薬局	生駒市あすか野北二丁目一番五号	平成三十年一月十五日
中川薬局	大和郡山市高田町九番地二二	平成三十年一月三十一日
薬局メールボックス	大和郡山市南郡山町二二六―二	平成三十年一月三十一日